

国立大学法人東京外国語大学修学支援 事業基金に関する規程

〔平成28年 9月13日〕
規則第84号

改正 令和 2年 3月10日規則第20号

(趣旨)

第1条 この規程は、国立大学法人東京外国語大学基金規程(平成21年規則第128号)第7条第2項に基づき、学生の修学支援事業のために設置する修学支援事業基金(以下「基金」という。)に関し、必要な事項を定める。

(目的)

第2条 基金は、経済的理由により修学が困難な学生(日本人学生及び外国人留学生)を支援することを目的とする。

(基金の管理)

第3条 基金の管理は、他の寄附金と独立して行う。

(基金の用途)

第4条 基金は、以下の用途に充当するものとする(学校の入学に関して寄附されるものを除く)。

- (1) 授業料、入学料又は寄宿料の全部又は一部の免除その他学生等の経済的負担の軽減を図るもの
- (2) 学資を貸与又は給付するもの
- (3) 教育研究上の必要があると認めた学生等による海外への留学に係る費用を負担するもの
- (4) 学生の資質を向上させることを主たる目的として、本学において学生を教育研究に係る業務に雇用するために係る経費を負担するもの

(寄附金の用途変更の禁止)

第5条 基金に対して拠出された寄附の用途は、変更してはならない。

2 基金から貸与事業の実施に充当するために支出された金銭であって、当該貸与の結果として、被貸与者より金銭が本学に対して償還された場合にあっては、当該償還された金銭は、再び基金に帰属するものとしなければならない。

(雑則)

第6条 その他基金に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成28年9月13日から施行する。

附 則

この規程は、令和2年3月10日から施行する。